

令和2年度香川県公立高等学校 入学者選抜要綱

令和2年度の香川県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜方針について、次のように定める。

I 日程

1 自己推薦選抜（全日制）

(1) 願書受付期間

令和2年1月27日（月） 9：00～16：00

令和2年1月28日（火） 9：00～16：00

(2) 検査、面接等

令和2年2月 4日（火）

(3) 合格者発表

令和2年2月10日（月） 9：00

2 一般選抜（全日制及び定時制）

(1) 願書受付期間

令和2年2月17日（月） 9：00～16：00

令和2年2月18日（火） 9：00～16：00

(2) 志願変更受付期間

令和2年2月21日（金） 9：00～16：00

令和2年2月25日（火） 9：00～16：00

令和2年2月26日（水） 9：00～12：00

(3) 学力検査

令和2年3月10日（火）

(4) 適性検査、面接

令和2年3月11日（水）

(5) 追検査

ア 追学力検査、追面接

令和2年3月14日（土）

イ 追適性検査

令和2年3月15日（日）

(6) 合格者発表

令和2年3月19日（木） 9：00

3 別日程募集・第2次募集（定時制）

(1) 願書受付期間

令和2年3月23日（月） 9：00～16：00

令和2年3月24日（火） 9：00～16：00

(2) 基礎学力検査、面接

令和2年3月26日（木）

(3) 合格者発表

令和2年3月30日（月） 9：00

4 通信制

(1) 願書受付期間

令和2年3月1日（日）～19日（木）のうち、実施細目で定める日
9：00～16：00

令和2年3月20日（金） 9：00～13：00

(2) 作文、面接

令和2年3月8日（日）又は令和2年3月21日（土）の指定されたいずれかの日

(3) 選抜の結果の通知

令和2年3月25日（水）発送（入学志願者個々に郵送により通知）

II 入学定員

高等学校の第1学年に入学を許可される者の数（入学定員）の決定に当たっては、高等学校ごとの収容力、前年度における高等学校ごと及び地区ごとの入学競争率、高等学校全体の入学定員の中で課程別及び大学科別の入学定員の占める割合、関連する小学科間の関係並びに地域の事情等を考慮するとともに、適切な高等学校全体の入学率を確保できるように努める。

III 一般選抜

1 志願方法

(1) 入学志願者の出願できる高等学校は1校とする。この場合において、全日制及び定時制の課程を通して2以上の小学科（関連する複数の大学科又は小学科をまとめて「くくり募集」する場合は、それらを一つの小学科とみなす。）があるときは、一の学科を第1志望とし、他の学科（課程を異にする同学科を含む。）を第2志望とすることができる。

なお、小豆島中央高等学校の全日制課程においては、特進コース及び普通コースをそれぞれ一つの小学科とみなして、第1志望及び第2志望の扱いができるものとする。

(2) 入学志願者は、入学願書受付締切後、一定の期間中1回に限り、志願する高等学校、課程又は学科を変更することができる。小豆島中央高等学校の全日制課程のコースについても、同様とする。

2 調査書等

(1) 調査書の記載事項は、教育長が実施細目で定める。

(2) 第3学年の必修教科の評定及び全学年を通しての特別活動の評価は、第3学年の生徒全員について行い、これをもとに学習成績等分布表を作成するものとする。

3 学力検査等

(1) 一般選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）は、同一の時期に、同一の問題により実施する。

(2) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科について行う。

(3) 学力検査問題の内容については、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。）及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例（平成29年文部科学省告示第94号）によるものとする。ただし、平成30年度から令和元年度における学習が、現行中学校学習指導要領または中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。出題に当たっては基礎的、基本的な事項を重視するとともに、判断力、表現力等についても検査することができるように努め、受検者の学力を適切に評価できるよう配慮する。

- (4) 上記(2)の5教科の検査のほか、実施細目に定める音楽科、美術科等の学科においては、適性検査を課する。
- (5) 学力検査及び適性検査は、それぞれ1日で実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して面接を実施する。面接の実施方法等については、教育長が実施細目で定める。

5 追検査

やむを得ない理由で学力検査、適性検査及び面接を受検できなかった入学志望者に対し、追学力検査、追適性検査及び追面接を実施する。追学力検査は学力検査に、追適性検査は適性検査に、追面接は面接に代わるものとして扱う。追検査の実施方法等については、教育長が実施細目で定める。

6 選抜方法

入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書その他必要な書類、学力検査の成績、適性検査の成績及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判断して行う。

- (1) 調査書の学習の記録と学力検査の成績は、同等に扱う。ただし、そのいずれかがない場合は、この限りでない。
- (2) 調査書の学習の記録の評価は、学力検査を行う5教科と学力検査を行わない4教科（音楽、美術、保健体育及び技術・家庭）との均衡及び中学校における生徒の発達の過程を考慮して行うものとする。
- (3) 調査書の学習の記録以外の記載事項、適性検査の成績、面接及びその他の資料については、これを十分尊重する。

IV 自己推薦選抜

自己推薦選抜の募集人員並びに入学者の選抜等については、教育長が実施細目で定める。

V 定時制の課程の別日程募集、第2次募集及び秋季募集

別日程募集は、入学定員の一部を留保して行い、第2次募集は、一般選抜において合格者の数が入学定員の数に満たないときに行う。

秋季募集は、小豆島中央高等学校、三木高等学校、丸亀高等学校において行う。

別日程募集、第2次募集及び秋季募集については、教育長が実施細目で定める。

VI 通信制の課程の募集

通信制の課程の募集については、教育長が実施細目で定める。

VII その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、教育長が実施細目で定める。
- 2 専攻科の入学者選抜について必要な事項は、教育長が令和2年度香川県立高等学校専攻科入学者選抜実施細目で定める。